

重度化対応加算等に係る 経過措置終了のお知らせ

- ◆ 重度化対応加算及び夜間看護体制加算（以下「重度化対応加算等」という。）の算定にあたっては、**平成20年9月30日**までの間、常勤の看護師に代え、常勤の看護職員でも算定可能とされていたところですが、厚生労働省より、この経過措置の期間延長は行わないこととする通知がありましたので、お知らせします。

これに伴い、加算要件を満たさなくなる施設については、早急に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を提出していただくようお願いします。

【対象サービス、加算項目及び届出先】

サービスの種類	加算項目	届出先
介護老人福祉施設	重度化対応加算、看取り介護加算	○京都市内 →介護・福祉事業課
短期入所生活介護	夜間看護体制加算、在宅中重度者受入加算	
特定施設入居者生活介護	夜間看護体制加算	○京都市外 →各保健所
地域密着型介護老人福祉施設	重度化対応加算、看取り介護加算	各市町村
地域密着型特定施設入居者生活介護	夜間看護体制加算	

京都府健康福祉部 介護・福祉事業課

TEL：075-414-4673

FAX：075-414-4572